

7月から普通徴収の納付が始まります

所得段階は7月に決定します

65歳以上の方の保険料は、所得や住民税の課税状況をもとに、5段階の所得段階に区分されます(表1)。

所得段階は、それぞれの市町村の住民税の賦課状況をもとに毎年7月に決定しています。

保険料の納付方法は2種類

老齢(退職)年金の受給額が、年額18万円以上の方は、年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ2カ月分ずつ差し引かれます(特別徴収)。

年額が18万円未満の方や老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給を受給している方は、年8回に分けて、納付書で納めていただきます(普通徴収)。普通徴収の納付書を、7月中旬に発送します。

1回目の納期は8月1日です。保険料は、納期限から20日を過ぎると督促手数料が発生します。

納め忘れにご注意ください。

介護保険料の納期一覧

第1期	8月1日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	12月26日
第7期	1月31日
第8期	2月28日

表1 所得段階の区分

所得段階	住民税課税状況	その他の要件	年 額
第1段階	世帯全員 非課税	老齢福祉年金 または生活保護受給	18,000円
第2段階	世帯全員 非課税	—	27,000円
第3段階	本人非課税	—	36,000円
第4段階	本人課税	合計所得金額 200万円未満	45,000円
第5段階	本人課税	合計所得金額 200万円以上	54,000円

保険料を滞納すると…

給付が制限されることがあります！

介護サービスを利用すると、通常は費用の1割を負担することになっていますが…

※1年以上滞納すると、費用を一旦全額支払うことになり、費用の9割分は、広域連合に申請することで利用者に支払われます

※1年6カ月以上滞納すると、費用を一旦全額支払うことになります。また、費用の9割分が広域連合に申請しても、一時支給されなくなります(保険給付の一時差し止め)

※2年以上滞納すると、費用の負担が1割から3割に！また、利用額が一定料を超えた場合、超えた金額が給付される高額介護サービス費の支給制度が受けられなくなります

便利な口座振替をご利用ください

普通徴収の保険料は、口座振替で納付できます。一度登録すると、毎納期限日に、自動的に口座引き落としになります。

お申し込みは右の金融機関等で➡

納付書、印鑑、通帳をお持ちください



岩手県銀行
東北日本銀行
みちのく信用金庫
盛岡労働金庫
いわてくじ農協
岩手県信漁
郵便便局